

川越町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

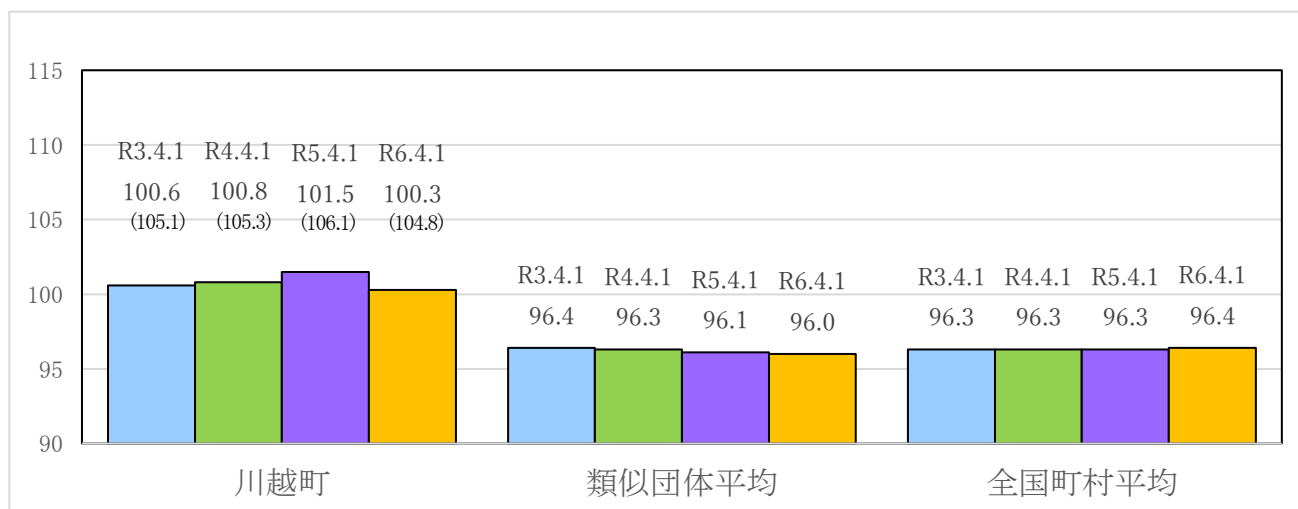
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	15,643	7,283,207	271,086	1,425,103	19.6	16.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 1人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均1人当 たり給与費
		給 料	職員手当	貅・黽档	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	110	383,323	105,262	157,636	646,221	5,875	5,794

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

- ※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

今後は、人事院勧告、三重県人事委員会勧告及び近隣市町の動向並びに民間企業等の経済情勢を鑑み、地域の実情を反映しつつ、適切な給与水準を目指す。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】平成27年4月1日

【内容】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.3%引下げ。1級（全号給）及び2級12号給までは引下げなし。3級以上の高位号給は、50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
医療職（一）については、引下げなし。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

【支給割合】国基準0%に対し、川越町においては4.5%を支給。

【実施時期】平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は近隣市町等の支給状況を鑑み、平成27年4月に遡及し4.5%を支給。

【参考】

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
川越町の 支給割合	0%	4%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川越町	40.4歳	308,700円	390,659円	348,261円
三重県	43.5歳	331,132円	420,711円	369,704円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.8歳	314,252円	365,587円	337,203円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
川越町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三重県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	51.2歳	1,829人	288,144円	-	330,553円	-	-	-	-
類似団体	52.3歳	6人	290,694円	312,234円	300,691円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
川越町	-	-	-
その他	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3～5年度の3か年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該欄はすべてアスタリスク(*)とし、対象となる職員数が3人又は4人の場合は、職員数の欄に「5人未満」と記載している(その他数値のない欄についてはすべてハイフン(-)としている。)

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		川 越 町	三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600円	205,300円	196,200円
	高 校 卒	201,000円	173,800円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	185,400円	—	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

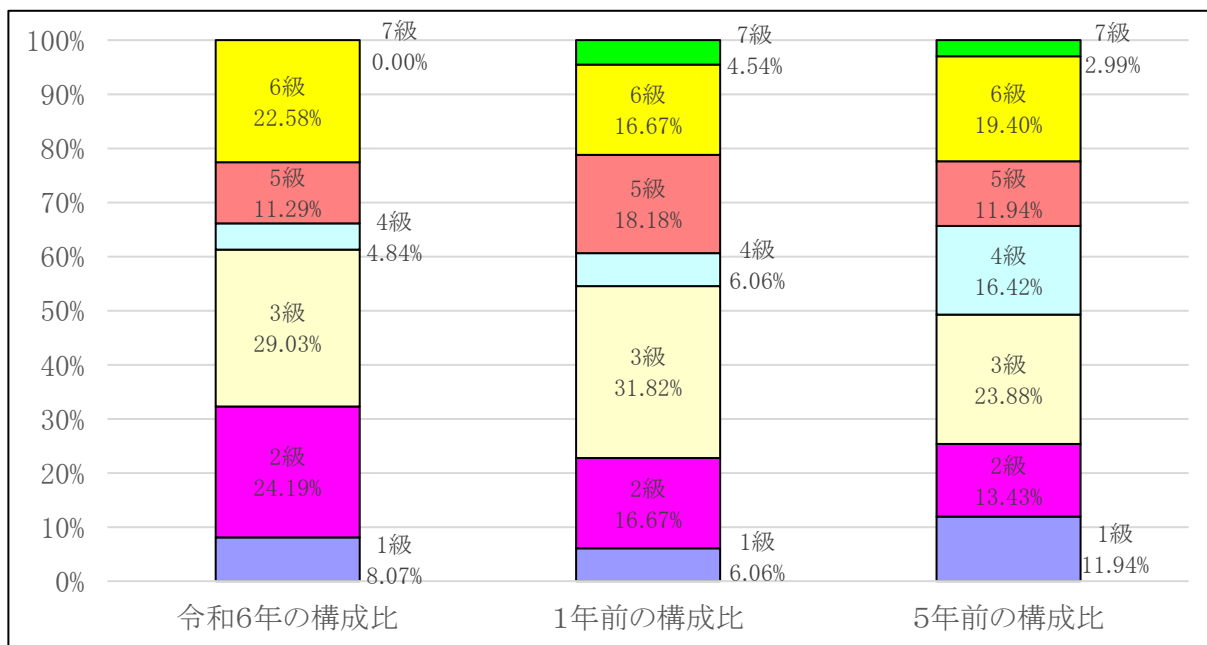
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,500円	322,300円	364,500円	396,700円
	高 校 卒	232,000円	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

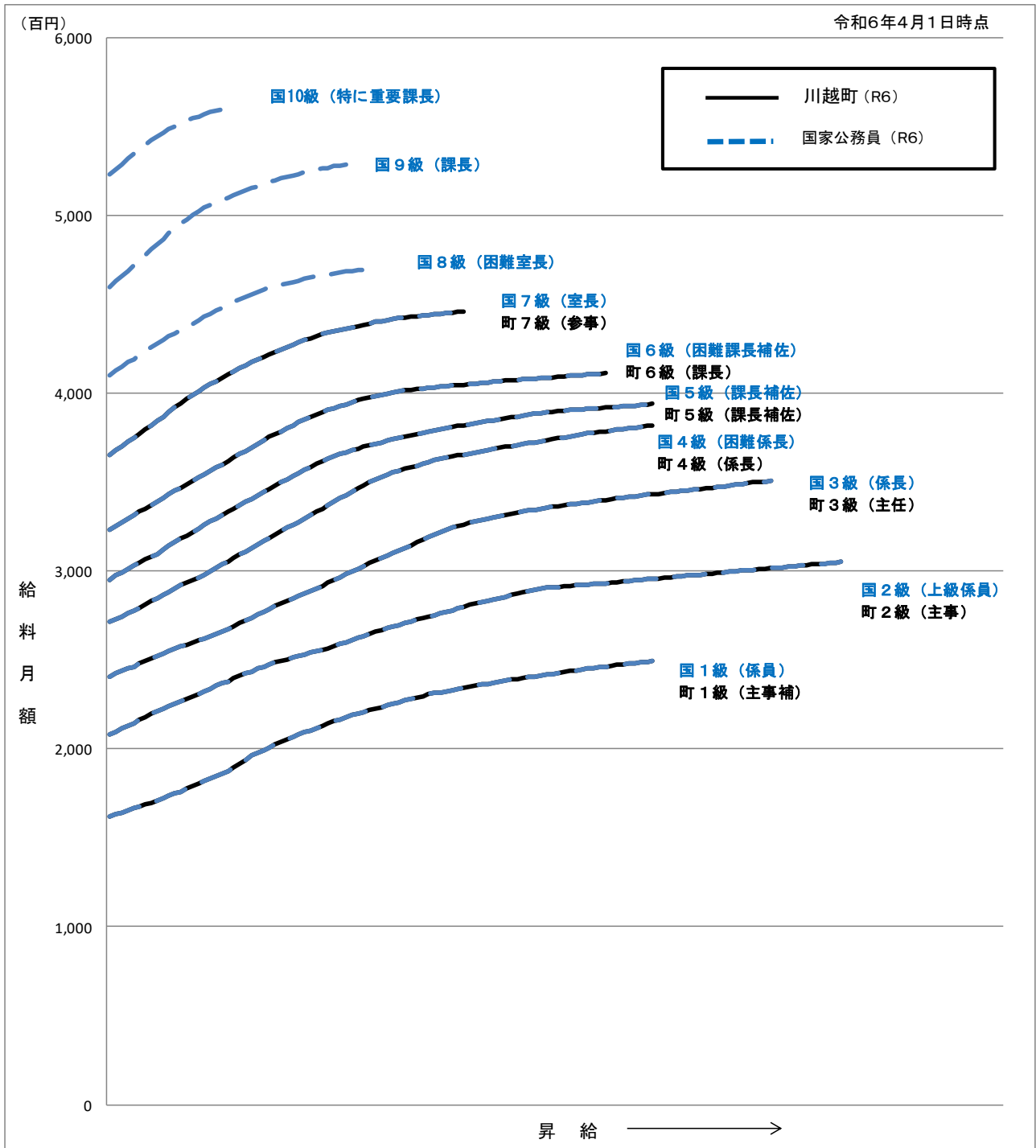
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	参事	0人	0.00%	373,400円	450,900円
6級	課長 主監	14人	22.58%	335,000円	415,700円
5級	課長補佐 主幹	7人	11.29%	309,800円	398,200円
4級	係長 主査	3人	4.84%	287,300円	386,100円
3級	主任	18人	29.03%	261,300円	354,700円
2級	主事 技師	15人	24.19%	230,000円	308,500円
1級	主事補 技師補	5人	8.07%	183,500円	258,100円

- (注) 1 川越町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更し、平成19年に7級制を導入している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（川越町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
未定	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川 越 町	三 重 県	国
1人当たり平均支給額 (5年度) 1,465千円	1人当たり平均支給額 (5年度) 1,713千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

川 越 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 15,603千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した

日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (5年度決算)		20,743千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)		165,944円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
川越町	4.5%	125人	0%

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (5年度決算)		295千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)		8,750円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (5年度)		16.39%		
手当の種類 (手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
町税事務及び国保事務従事職員の特殊勤務手当	税務課職員 町民保険課職員	町税滞納整理業務 国保税滞納整理業務	1千円	日額 500円
犬猫等死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	安全環境課職員	犬猫等死体処理	30千円	日額 1,000円
直営診療施設の医療業務に従事する看護師の特殊勤務手当	直営診療所の看護師	直営診療所医療業務	144千円	月額 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (5年度決算)	53,066千円
職員1人当たりの平均支給年額 (5年度決算)	553千円
支給実績 (4年度決算)	50,422千円
職員1人当たりの平均支給年額 (4年度決算)	586千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16～22歳の子の加算 5,000円	同		10,734千円	223,624円
住居手当	借家(家賃16,000円以上) 最高支給限度額 28,000円 持家 3,400円	異	国は、持家 支給なし	6,162千円	114,108円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 距離区分に応じて 2,000円～31,600円	異	交通用具使用者について、2km以上から距離区分に応じ支給	4,660千円	52,959円
管理職手当	参事 68,200円 課長 53,700円 主監 41,900円 園長 42,900円 診療所所長 88,600円	異		14,452千円	656,894円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	町 長	840,000 円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 624,600 円	
	副 町 長	651,000 円 (- 円)	683,000 円 / 550,000 円	
報 酬	議 長	327,000 円 (- 円)	381,000 円 / 273,000 円	
	副 議 長	260,000 円 (- 円)	317,000 円 / 221,000 円	
	議 員	230,000 円 (- 円)	299,000 円 / 203,000 円	
期 末 手 当	町 副 町 長 長	(5年度支給割合) 4.50 月分		
	議 副 議 長 長 員	(5年度支給割合) 4.50 月分		
退 職 手 当	町 副 町 長 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		1月につき 給料月額×41.6/100	16,773,120円	任期終了時
	1月につき 給料月額×25.0/100	7,812,000円	任期終了時	
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

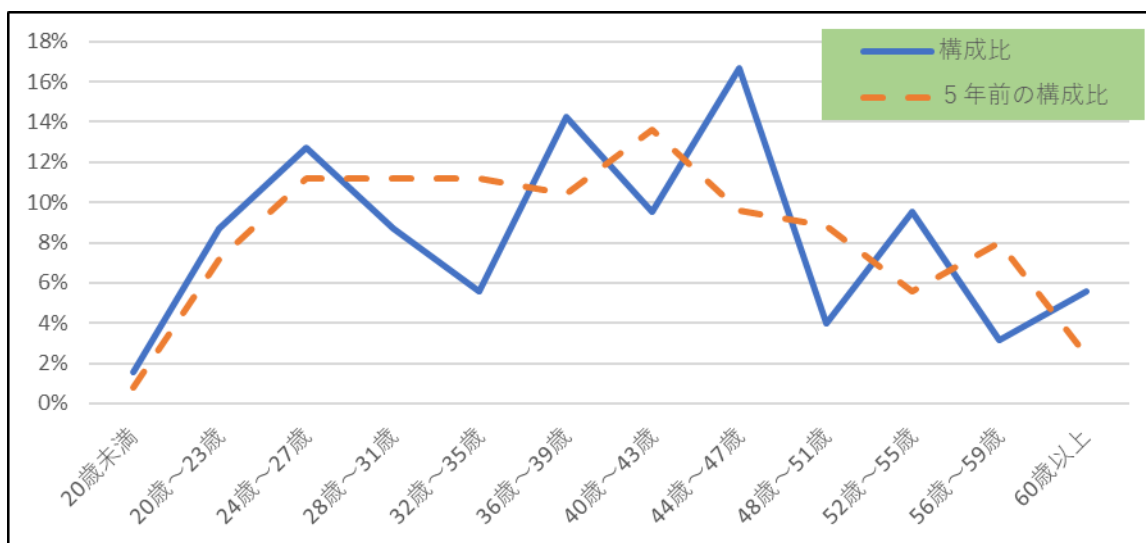
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議 会	2	2	0	
		総務 企 画	15	18	3	
		税 務 産 生	7	7	0	
		農 林 水 産	1	1	0	
土 木 生 産		6	5	△1		
民 生		37	37	0		
衛 生		17	16	△1		
	計	85	86	1	<参考> 人口1万当たり職員数 54.98人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 80.86人)	
	教育部門	25	24	△1		
	小 計	110	110	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.32人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 100.34人)	
公営 企業等 会計 部門	水 道	下 水	3	3	0	
		そ の 他	2	2	0	
	小 計	12	11	△1		
	小 計	17	16	△1		
合 計			127 [145]	126 [145]	△1 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 80.55人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	16人	11人	7人	18人	12人	21人	5人	12人	4人	7人	126人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	84	81	86	84	85	86	2(2.4%)
教育	24	24	23	25	25	24	0(0.0%)
普通会計計	108	105	109	109	110	110	2(1.9%)
公営企業等会計計	17	18	18	16	17	16	△1(△5.9%)
総合計	125	123	127	125	127	126	1(0.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 325,441	千円 △4,428	千円 27,422	% 8.4	% 8.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 給 料
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 3	千円 13,118	千円 2,789	千円 5,177	千円 21,084	千円 7,028	千円 5,875

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越町	45.3歳	399,038円	599,219円
市町村平均	40.4歳	341,164円	489,583円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川 越 町		川越町一般行政職	
1人当たり平均支給額 (5年度) 1,800千円		1人当たり平均支給額 (5年度) 1,465千円	
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分		(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分	
勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分		勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

川 越 町			川越町一般行政職		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）		
1人当たり平均支給額 -			1人当たり平均支給額 15,603千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			646千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			215,448円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川越町	4.5%	3人	4.5%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		15千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		3,625円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		100%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
水道料金の滞納整理に従事した職員の特殊勤務手当	上下水道課職員	上下水道料滞納整理業務	15千円	日額 500円
漏水等により緊急作業に従事した職員の特殊勤務手当	上下水道課職員	漏水等緊急作業業務	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	492千円
職員1人当たりの平均支給年額（5年度決算）	246,042円
支給実績（4年度決算）	547千円
職員1人当たりの平均支給年額（4年度決算）	273,281円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16～22歳の子の加算 5,000円	同		596千円	298,000円
住居手当	借家（家賃16,000円以上） 最高支給限度額 28,000円 持家 3,400円	同		321千円	160,400円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 距離区分に応じて 2,000円～31,600円	同		60千円	60,400円
管理職手当	課長 53,700円	同		644千円	644,000円

(2) 下水道事業（令和5年度から公営企業会計化）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 952,835	千円 51,639	千円 28,215	% 3.0	% -

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 給 料
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 3	千円 9,921	千円 1,085	千円 4,327	千円 15,333	千円 5,111	千円 5,875

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越町	37.6歳	320,556円	460,058円
市町村平均	40.4歳	341,164円	489,583円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川 越 町		川越町一般行政職	
1人当たり平均支給額 (5年度) 1,425千円		1人当たり平均支給額 (5年度) 1,465千円	
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分		(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分	
勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分		勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

川 越 町			川越町一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 *			1人当たり平均支給額 15,603千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該欄はすべてアスタリスク(*)と記載している。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			457千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			152,333円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川越町	4.5%	3人	4.5%

エ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	270千円
職員1人当たりの平均支給年額（5年度決算）	90,097円
支給実績（4年度決算）	－千円
職員1人当たりの平均支給年額（4年度決算）	－円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16～22歳の子の加算 5,000円	同		230千円	232,000円
住居手当	借家（家賃16,000円以上） 最高支給限度額 28,000円 持家 3,400円	同		53千円	26,250円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 距離区分に応じて 2,000円～31,600円	同		48千円	24,100円